

しょうがいふくしせさく
「障害福祉施策をめぐる最近の動向とこれから」
さいきん どうこう

しょうがいしゃさべつかいしょうほうせこう しょうがしゃこようそくしんほうかいせいせこう
4月1日 障害者差別解消法施行、 障害者雇用促進法改正施行

しゅうぎいん しょうがいしゃそうごうしえんほう いちぶかいせいあんしんぎ
5月 衆議院で 障害者総合支援法(仮称)等の一部改正案審議

こくれん しょうがいしゃけんりじょうやくいいん りっこうほ
6月 国連 障害者権利条約委員にロバート・マーティン立候補

2016. 6. 5. 沖縄県男女共同参画センター「ているる」
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

だいひょう みつますまさひさ

代表 光増昌久

せいりつ
成立

平成28年4月1日から施行!

障害者差別解消法

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

<p>「不当な差別的取扱いの禁止」</p>	<p>この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。</p>
<p>「合理的配慮の提供」</p>	<p>この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。</p>



「合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。」

合理的配慮サーチ 検索

合理的配慮サーチでは、障害の種類や生活の場面から事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、さらに事例数を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当
 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎 8号館
 電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902
 ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

2016(平成16)年4月1日から

障害者差別解消法が

施行されました！

ないかくふ
内閣府のポスターです。



平成 28 年 4 月 1 日 から

障害者差別解消法 がスタートします!

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法って 知っていますか?

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

<不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

「不当な差別的取扱いの禁止」とは?

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは?

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。



たいしょう しょうがいしゃ
対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことではありません。
身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

たいしょう じぎょうしゃ
対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。
ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

たい おう よう りょう たい おう し しん
「対応要領」「対応指針」とは？

▼ 対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聞きながら作ることとされています。

役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

※ 都道府県や市町村など地方の役所は、「対応要領」を作ることに努めることとされています。

▼ 対応指針

事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聞きながら作ることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別的解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	定める機関	対象
対応要領	国・都道府県・市町村などの役所	役所で働く人
対応指針	事業者を所管する国の役所	会社やお店などの事業者

ふ とう さ べつ てき とり あつか
不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

ふ とう さ べつ てき とり あつか く たい れい
〈不当な差別的取扱いの具体例〉



うけつけ たいおう きょひ
受付の対応を拒否する。



ほんにん むし
本人を無視して
かいはししゃ しえんしゃ
介助者や支援者、
つきぞいの人だけに
はな
話しかける。

がっこう じゅけん にゅうがく きょり
学校の受験や、入学を拒否する。



しょうがいしゃ の ぶっけん
障害者向け物件はないと
言って対応しない。

ほ ごしゃ かいじょしゃ
保護者や介助者が
一緒にいないと
お店に入れない。



合理的配慮

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのが理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

合理的配慮の具体例



しょうがい ひと
障害のある人の
障害特性に応じて、
ざ せき き
座席を決める。



しょうがい ひと
障害のある人から、
「自分で書き込むのが難しいので代わり
に書いてほしい」と伝えられたとき、
代わりに書くことに問題がない書類の
場合は、その人の意思を十分に
確認しながら代わりに書く。



いし つた あ え
意思を伝え合うために絵や
写真のカードやタブレット
端末などを使う。



だん さ ばあい
段差がある場合に、スロープ
などを使って補助する。

しょうがい ひと
合理的配慮の事例が内閣府のホームページ
にあります。

しょうがい ひと
合理的配慮サーチ 検索

しょうがい ひと
合理的配慮サーチでは、障害の種類や生活の場面から
事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、
さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。

こま 困ったときは…

しょうがい ひと ちやうど まつてきとりのあつた う しょうがい ひと ちやうど まつてきとりのあつた う
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、
こま 困ったことがあったら、地域の身近な相談を受け付ける窓口で相談してください。

ち いき なか 地域の中のつながり

ととろ あ けん しやうせふ しょうがいしや さべつ かいしやう しょうがい ひと
都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、
ちやうど まつてきとりのあつた う しょうがいしや さべつ かいしやう しょうがい ひと
地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」をつくることができると
されています。

しょうがいしや さべつ かいしやう かんけいしや はな あ は しょうがい ひと
障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、互いに「顔が見える」関係ができれば、
ちやうど まつてきとりのあつた う しょうがい ひと
互いを理解しやすくなります。

しょうがい ひと ちやうど まつてきとりのあつた う しょうがい ひと
障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりの一步として、この地域協議会をつくることが
ちやうど まつてきとりのあつた う しょうがい ひと
期待されます。



内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付障害者確保担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8号館
電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902
ホームページ：http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html

協力校：豊洲第五中学校 桜花校舎、筑波大学附属大学特別支援学校、
稲佐中学校 桜花校舎、
稲佐中学校 いわき養護学校くぼた校
協力者：佐々木 徳行 氏、筑波大学 杉藤 義典 氏、明理短期大学 南貴 明彦 氏
※このリーフレットは、関係障害のある方などから意見を伺いいただきながらつくられたものです。

かくち お はんたいうんどう
各地で起こっている反対運動

さべつかいしょうほう はんたいうんどう
差別解消法で反対運動はなくなるか！



しょうがいしゃしせつけんせつけいかく

障害者施設建設計画で

ちょうないかい はんたいうんどう
町内会が反対運動

まつやま
松山

施設コンフリクト 川崎市のグループホーム



どこにすむのも自由(じゆう)なのに！

グループホームの反対運動(はんたいいうんどう)で



東京都文京区
(とうきょうと ぶんきょうく)

NHK首都圏ネットワークの
ホームページより



へんげんと ごかいではんたいされる

全く無視さ
う。知的障害者は、
女性の後を付け回し
りということがあり
と言う人あり

障害者 地域で暮らすために

説明会の議事録

問題だと思ひます。
資産価値が下がる
先週私は不動産関
は下がります

障害者 地域で暮らすために

説明会の議事録



ちいき じゅうみんせつめいかい
地域の住民説明会
なんかい じっし
を何回も実施し
げんざい つうしょしせつ
現在は通所施設と

3階にグループホーム



春日通りに面したビルの中



たかまつし はんたいうんどう
高松市での反対運動



撮影日: 2月 2015 © 2016 Goo

グーグルマップより引用



撮影日: 7月 2012 © 2016 Google



撮影日: 2月 2015 © 2016 Google

グーグルマップより引用

ちいき りかい かいしよ
地域の理解ないまま開所も



グーグルマップより引用



障害者差別解消法(しょうがいしゃさべつかいしょうほう)では

附帯決議で

全国各地で起こっているグループホーム等の開設、建設反対運動に関しては、

- 「国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。」

「障害を理由とする差別に解消の推進に関する法律案」(骨子案)

P4. 6. 差別解消のための支援措置

(2) 啓発活動

- 障害者支援施設(グループホーム、ケアホーム等を含む。)の立地をめぐる反対運動等のケースを踏まえ、行政において障害者支援施設の認可に際して住民の同意を求めないことや、行政が住民に対して啓発を行う。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

障害者差別解消法(しょうがいしゃさべつかいしょうほう)では、
「不当(ふとう)な差別的(さべつてき)取(と)り扱(あつか)い」と
「合理的配慮(ごうりてきはいりよ)をしないこと」が、
差別(さべつ)になります。

合理的配慮等具体例データ集

合理的配慮サーチ

内閣府共生社会 ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

合理的配慮等具体例データ集について

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されます。このページでは、合理的配慮等の具体的な事例をご紹介します。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであり、本データ集に事例として掲載されていることを以て、当該事例を合理的配慮として提供しないことがただちに法に違反するもの（提供を義務付けるもの）ではない点にご留意ください。

御利用にあたって

参考事例集は、合理的配慮や不当な差別的取扱いの具体例だけでなく、いわゆる事前的改善措置・環境整備にあたる内容も含んでいます。

本データ集には、内閣府の管理下でない外部のウェブサイトへのリンクが多く含まれます。外部のウェブサイトの操作方法・不具合等は各ウェブサイトの管理者にご確認ください。

障害の種別から探す

全 般	視 覚 障 害	聴 覚 障 害
盲 ろ う	肢 体 不 自 由	知 的 障 害
精 神 障 害	発 達 障 害	難 病 等

生活の場面から探す

行政機関	教育	雇用・就業	公共交通
医療・福祉	サービス (買物、飲食店など)	災害時	

しょうがいしゃ こよう そくしんほう かいせい

障害者雇用促進法も改正され

せこう
2016年4月から施行されています。

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 平成28年4月1日から施行

Point 1

雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

<募集・採用時>

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

<採用後>

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること など

<禁止される差別に該当しない場合>

- ◇積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと
例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）
- ◇合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害者でない人と異なる取扱いをすること
例：障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障害者でない労働者を昇進させること
- ◇合理的配慮に応じた措置をとること
(その結果として、障害者でない人と異なる取扱いとなること)
例：研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ研修メニューの研修をすること など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

など
(裏面へ)

LL21680 0019 11

Point 2

合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。

<募集・採用時>

- ◆視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

<採用後>

- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障害がある方などに対し、出勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること など

事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。

合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個性が高いものです。

したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とよく話し合った上で決めていただく必要があります。

合理的配慮は個々の事情がある障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべきものです。

Point 3

相談体制の整備、苦情処理 紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が回れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導または勧告を事業主又は障害者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせます。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。

詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料を掲載中です。

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisihakyou/shougaisha_h25/index.html

障害者雇用対策

検索

障害者差別禁止指針(概要)

障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、 事業主が講ずべき措置に関する指針(概要)

(1) 基本的な考え方

- 対象となる事業主の範囲は、すべての事業主。
- 対象となる障害者の範囲：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。
⇒ 障害者手帳所持者に限定されない。
- 障害者であることを理由とする差別（直接差別）を禁止。
（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどの利用を理由とする不当な不利益取扱いを含む）
- 事業主や同じ職場で働く者が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要。

(2) 差別の禁止

- 募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの各項目において、障害者であることを理由に障害者を排除することや、障害者に対してのみ不利な条件とすることなどが、差別に該当するとして整理。
例：募集・採用
 - イ 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除すること。
 - ロ 募集又は採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。
 - ハ 採用の基準を満たす者の中から障害者でない者を優先して採用すること。
- ただし、次の措置を講ずることは、障害者であることを理由とする差別に該当しない。
 - ・ 積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと。
 - ・ 合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果、異なる取扱いを行うこと。
 - ・ 合理的配慮の措置を講ずること。 など

合理的配慮指針(概要)

雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保
又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を
改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針(概要)

(1) 基本的な考え方

- 対象となる事業主の範囲は、すべての事業主。
- 対象となる障害者の範囲：身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。
⇒ 障害者手帳所持者に限定されない。
- 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

(2) 合理的配慮の内容

- 合理的配慮の事例として、多くの事業主が対応できると考えられる措置の例を「別表」として記載。

(別表の記載例)

【募集及び採用時】

- ・ 募集内容について、音声等で提供すること。(視覚障害)
- ・ 面接を筆談等により行うこと。(聴覚・言語障害) など

【採用後】

- ・ 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。(肢体不自由)
- ・ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。(知的障害)
- ・ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。(精神障害ほか) など

(3) 合理的配慮の手続

- 募集・採用時： 障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る。
 - 採用後： 事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する。
 - 合理的配慮に関する措置について、事業主と障害者で話し合う。
 - 合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由（「過重な負担」に当たる場合は、その旨及びその理由）を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。
- ※ 障害者の意向確認が困難な場合、就労支援機関の職員等に障害者の補佐を求めても差し支えない。

(4) 過重な負担

- 合理的配慮の提供の義務は、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除く。
事業主は、過重な負担に当たるか否かについて、次の要素を総合的に勘案しながら個別に判断する。
 - ① 事業活動への影響の程度、
 - ② 実現困難度、
 - ③ 費用・負担の程度、
 - ④ 企業の規模、
 - ⑤ 企業の財務状況、
 - ⑥ 公的支援の有無
- 事業主は、過重な負担に当たると判断した場合は、その旨及びその理由を障害者に説明する。その場合でも、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮の措置を講ずる。

(5) 相談体制の整備

- 事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知する。
- 事業主は、相談したことを理由とする不利益取扱いの禁止を定め、当該措置を講じていることについて、労働者に周知する。

など

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

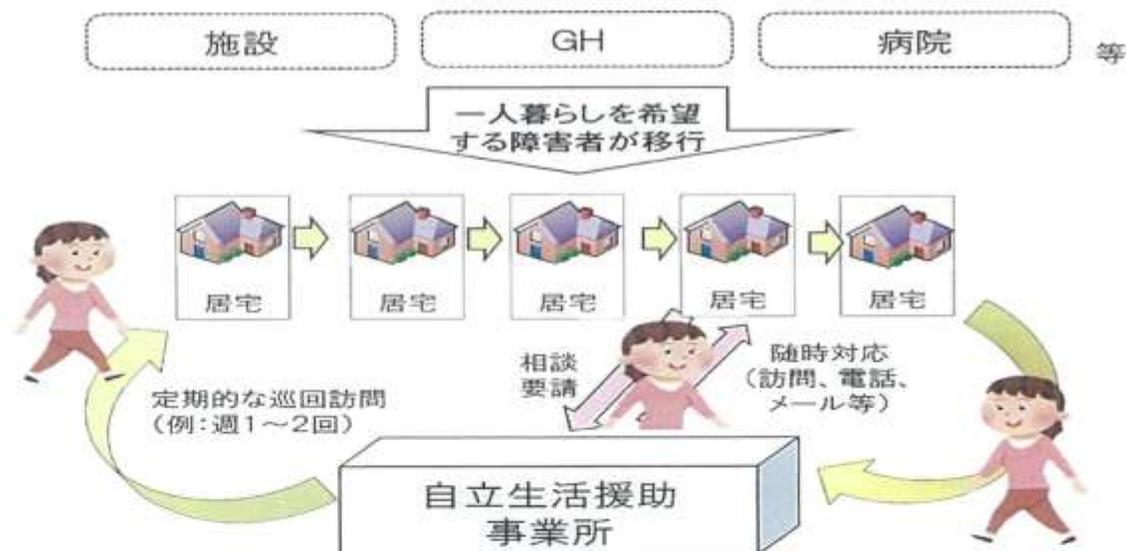
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



地域生活(ちいきせいかつ)を支援(しえん)する新(あら)たなサービス(自立生活援助ーじりつせいかつえんじょ)の創設(そうせつ)

○ 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。

○ このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する(「自立生活援助」)。

対象者(たいしょうしゃ)

○ 障害者支援施設(しょうがいしゃしえんしせつ)やグループホーム等(など)を利用(りよう)していた障害者(しょうがいしゃ)で一人暮らし(ひとりくら)しを希望(きぼう)する者等(ものなど)

支援内容(しえんないよう)

○ 定期的(ていきてき)に利用者(りようしゃ)の居宅(きょしつ)を訪問(ほうもん)し、

- ・食事(しょくじ)、洗濯(せんたく)、掃除(そうじ)などに課題(かだい)はないか
- ・公共料金(こうきょうりようきん)や家賃(やちん)に滞納(たいのう)はないか
- ・体調(たいちょう)に変化(へんか)はないか、通院(つういん)しているか
- ・地域住民(ちいきじゅうみん)との関係(かんけい)は良好(りょうこう)かなどについて確認(かくにん)を行(おこな)い、必要(ひつよう)な助言(じょげん)や医療機関等(いりょうきかんなど)との連絡調整(れんらくちょうせい)を行(おこな)う。

○ 定期的(ていきてき)な訪問(ほうもん)だけでなく、利用者(りようしゃ)からの相談(そうだん)・要請(ようせい)があった際(さい)は、訪問(ほうもん)、電話(でんわ)、メール等(など)による随時(ずいじ)の対応(たいおう)も行(おこな)う。

(地域生活を支援するサービス等)

○ グループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、**本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、障害者の一人暮らしを支える仕組みを構築し、安心して一人暮らしへの移行ができるよう、障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置付けるべきである。**その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、**他のサービスの利用の在り方についても整理を行うべきである。**

あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、**重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべきである。**また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、**現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要がある。**

青字は法律改正(太字)で、緑字は30年4月政省令(斜字)、報酬改定で、

非該当(ひがいとう)、区分(くぶん)1の 入居者(にゅきょしゃ)の課題(かだい)

※非該当(ひがいとう)の問題(もんだい)

①障害福祉(しょうがいふくし)サービスの申請時(しんせいじ)に介護(かいご)を希望(きぼう)すると答(こた)えた場合(ばあい)でも、障害支援区分(しょうがいしえんくぶん)の認定手続(にんておてつづ)きの判断基準(はんだんきじゅん)により、認定(にんてい)されるかどうかの判断(はんだん)がされることになっています。しかし、身体介護(しんたいかいご)が必要(ひつよう)ないと本人(ほんにん)が答(こた)えると障害支援区分(しょうがいしえんくぶん)の認定手続(にんていてつづ)きが実施(じっし)されず、非該当(ひがいとう)になる場合(ばあい)があります。身体介護以外(しんたいかいごいがい)の介護(かいご)、支援(しえん)が必要(ひつよう)な場合(ばあい)は、サービス等利用計画作成(とうりようけいかくっさくせい)で確認(かくにん)する必要(ひつよう)があります。

障害支援区分(しょうがいしえんくぶん)の認定手続き(にんていてつづ)き

窓口で不利益を受けている人はいないか！

	認定手続きが必要な者	認定手続きが不要な者
指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する障害者	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続きは不要であると判断された障害者
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	日常生活上の援助など基本サービスに加えて、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	日常生活上の援助など基本サービスのみを受ける障害者(受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障害者)であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続きは不要であると判断された障害者

さんぎいん ふたいけつぎ
参議院の附帯決議では

三、自立生活援助(じりつせいいかつえんじょ)については、親元等(おやもとなど)からの一人暮(ひとりく)らしを含(ふく)む、一人暮(ひとりく)らしを希望(きぼう)する障害者(しょうがいしゃ)が個別(こべつ)の必要性(ひつようせい)に応(おう)じて利用(りよう)できるようにするとともに、関係機関(かんけいきかん)との緊密(きんみつ)な連携(れんけい)の下(もと)、他(ほか)の支援策(しえんさく)とのつながりなど個々(こご)の障害者(しょうがいしゃ)の特性(とくせい)に応(おう)じた適時適切(てきじてきせつ)な支援(しえん)が行(おこな)われるような仕組(しくみ)とすること。また、既(すで)に一人暮(ひとりく)らしをしている障害者(しょうがいしゃ)も対象(たいしょう)にすることを検討(けんとう)すること。

じりつ せいかつえんじょ かだい 自立生活援助一課題は？

- 対象者(たいしょうしゃ)は グループホーム、施設入所(しせつにゆうしょ)、精神科病院(せいしんかびょういん)などだけでなく、在宅(ざいたく)の一人暮らし(ひとりくらし)、家庭(かてい)から一人暮らし(ひとりくらし)をする人(ひと)にも対象者(たいしょうしゃ)を広(ひろ)げるように
- すでにグループホームで生活(せいかつ)している入居者(にゅきょしゃ)には、自己決定(じこけつてい)を尊重(そんちょう)し一人暮らし(ひとりくらし)への支援(しえん)を！
- 自立生活援助(じりつせいかつえんじょ)は新(あら)たな事業(じぎょう)となる。自立生活援助(せいかつえんじょ)を利用(りよう)する事(こと)で既存(きぞん)の在宅(ざいたく)サービスも併用(へいよう)して使(つか)えるように！
- 新たに(平成30年4月以降)グループホームを利用する場合、障害支援区分(非該当、区分1)で利用ができなくする事は避けるべき！グループホームの利用は、入居希望者の置かれている環境等を考慮して区分で利用を排除することのないように！

アドホック委員会(いいんかい)(国連-こくれん)でのロバートマーティン(中央)知的障害(ちてきしょうがい)のある当事者(とうじしゃ)の発言(はつげん)が注目(ちゅうもく)された。!



支援者

会長

ロバートマーティン2016年障害者権利条約委員会(しょうがいしゃけんりじょうやくいいんかい)に立候補(りっこうほ) 2017年~2020年
Robert Martin to run for the CRPD committee in 2016





1998年 II世界大会準備会 オランダ



1999年8月 育成会全国大会 ホテルロイトン他で講演



2002年 II世界大会 メルボルン



1999年8月 本人大会交流会は知事公館で





2003アジア会議に招待講演者として参加 つくば市 本人分科会で土本さんと 2004. 9. ピプルファーストジャパン結成大会で来日

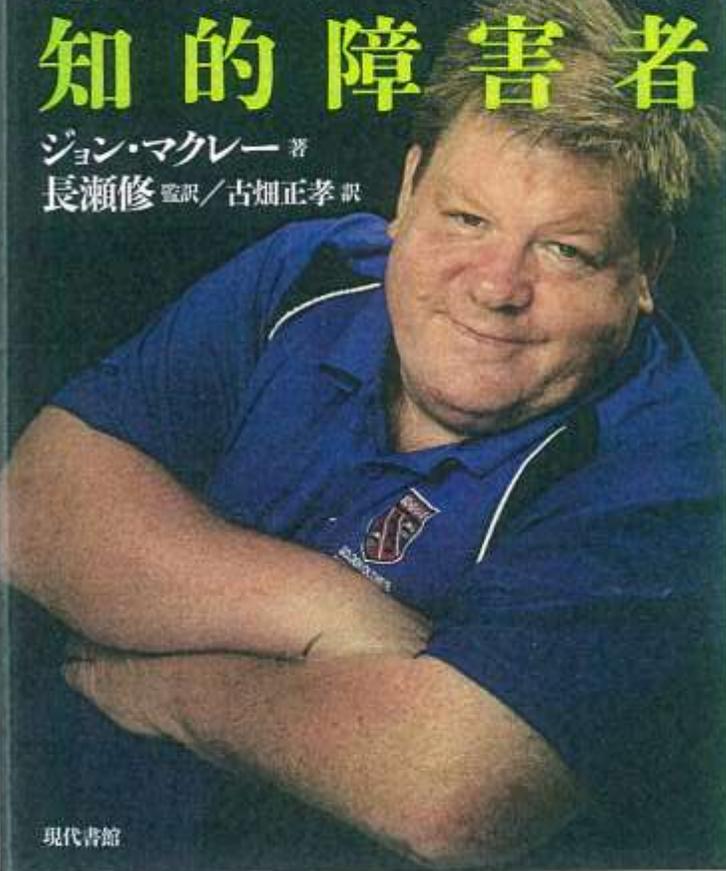


国連アドホック委員会で(権利条約)

世界を変える 知的障害者

ロバート・マーティンの軌跡

ジョン・マクレー 著
長瀬修 監訳 / 古畑正孝 訳



現代書館

世界を変える知的障害者 ロバート・マーティンの軌跡

ジョン・マクレー 著
長瀬修 監訳 / 古畑正孝 訳
現代書館



9784768435441



1920036022007

ISBN978-4-7684-3544-1
C0036 ¥2200E

定価 2200円+税
現代書館



世界を変える知的障害者—ロバート・マーティンの軌跡—目次
日本の読者の皆様へ 1
序 9

第一章 始まり	11
第二章 赤ん坊の寮	21
第三章 家庭	37
第四章 山のふもとで	43
第五章 屋根にボールを蹴上げた男の子	48
第六章 南へ移る	56
第七章 走っても行く先はない	63
第八章 流浪の身を脱して	71
第九章 ストライク	81
第十章 声を見つける	103
第十一章 懸命に働き、懸命に遊ぶ	113
第十二章 リング	117
第十三章 ビーブルファースト	145
第十四章 手を差し伸べる	153
第十五章 施設の暗黒面	167
第十六章 世界を旅する	177
第十七章 閉鎖を見届ける	196
第十八章 世界をもっと良い場所にする	208
第十九章 未来へ	227
あとがき	238
謝辞	241
訳者注	242
解説 私の知らないロバート・マーティン	245
訳者あとがき	253

長瀬修 245
古畑正孝 253

第1回障がい者制度改革推進会議に構成員として参加した
PF北海道の土本秋夫さん。2010. 1. 13.



障害者制度改革推進のための
基本的方向

(第一次意見)



法律や制度をより良いものにする方向性

〈わかりやすい版〉

内閣府 障害者制度改革推進会議

もうすこし ゆっくり
わかりやすく



障害者制度改革推進のための
第二次意見



法律や制度をより良いものにするための
第二次意見

わかりやすい版

内閣府 障害者制度改革推進会議

どうい します
わかります



ストップしてください
むずかしい ことば があります



改正障害者基本法

〈わかりやすい版〉



内閣府 障害者制度改革推進会議



そうごうふくしぶかい ならぎき
総合福祉部会で奈良崎さんのデスク

ないかくふ しょうがいしゃせいさいくいいんかいしょふいいんかい
内閣府 障害者政策委員会小委員会(11. 12.)



イエロースタンド
がおかれた。

札幌みんなの会での使用例



ベンキョウかい



ピアカウンセリング

札幌みんなの会 ピアカウンセリング勉強会



三色カードの使う事の意義も含めて、ピアカウンセリングを勉強する。

アクセシブルカードを国際会議で

Support to make decisions

- We all rely on some support for some decisions.
- Generally, we get this support from the people we know and trust.
- Sometimes people are paid to provide support.





24回 人権セミナーで
しようとしたカード

課題と見直し

- 建築基準法、消防法、など関係法律の影響(略)。
- 寄宿舎とした場合、グループホームを建てられない地域もある。
- グループホームの同一敷地内、近隣での集約化を見直そう。

例) 1ユニット10人のグループホームを複数建設、隣接する生活介護等に通わせている。隣接する生活介護で3食を提供。等々

- 自立生活援助は、事業になるが、論議は深めよう。
- 一元化で、サテライト型が誕生、地域移行相談等も含めて一人暮らしを支える資源は増えることは歓迎！しかし、本人の自己決定を尊重し、障害支援区分でグループホームの利用を制限するのは、やめるべきだ！
- 30年4月までに論議する行程
- 29年度中に報酬改定の論議が始まる。
- グループホームでの従事者による障害者虐待は各地で起こっている。氷山の一角でないか！支援の見直し、不適切な支援をなくしていこう。

当学会では情報提供につとめています。

- ホームページで、
- 会員になって、メーリングリストに参加して情報交換ができます。
- 実態調査を実施しています。成果はホームページで公開しています。
- 季刊 グループホーム を発行しています。
- 新刊案内「障害のあるグループホームの設置・運営マニュアル・障害者総合支援法最新対応版」 会場で税抜きで販売しています。
- 「スタッフ・世話人のためのグループホームの援助のポイント」も読んでみてください。
- 熊本地震に関する支援に対して、調査を基に厚生労働省等に要望を出しています。募金活動もしています。ご協力を！
- 国保連2月のグループホーム利用者数は**10万1,534**人
- 介護サービス包括型 8万5,226人、外部サービス利用型1万6,308人



みんなのすみか
～シニアする暮らし事例集～

この報告書の提供がありました。各事業所1冊無料で配布します。会場の本販売コーナーにおいています。帰りにお持ち帰りください。



みんなのすみか
～シニアする暮らし事例集～

発行日 2016年5月
発行元 特定非営利活動法人わーかーびー
理事長 松坂 優
連絡先 〒004-0033
札幌市厚別区土野幌3条4丁目1-12
Tel:011-893-1199 Fax:011-893-8599
E-mail: info@workerbee.biz
編集協力 株式会社おかのて 代表 木村直紀